

令和8年自転車指導啓発重点地区

【伊勢佐木警察署】

①伊勢佐木町1～4丁目

②伊勢佐木町5～7丁目

特定禁止区間
(自転車通行不可)

自転車通行可能
(一方通行)

逆走注意!

自転車通れません!

ここから自転車
通行可能



伊勢佐木町（伊勢佐木町1丁目～7丁目・通称イセザキモール）

- ① 1～4丁目 自転車通行不可（特定禁止区間）
- ② 5～7丁目 自転車通行可能（一方通行路）

【選定理由】

- 特定禁止区間（緊急自動車以外の通行不可）のイセザキ・モールがあり、同所は自転車等の走行が一切禁止されているが、**自転車で走行する者が多く、歩行者との交通事故が多発傾向。**
- イセザキ・モール内の**自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数**
- 通勤、通学、買物等での自転車利用者が多く、**自転車関連事故が多発傾向**
- 令和7年中の自転車関連事故発生件数 **2件**

歩道は歩行者優先です。

歩行者の通行を妨げるときは

一時停止をしましょう。



【R8.4.1 青切符の導入】

16歳以上の者が、

- 重大事故につながる違反
- 交通の危険、事故の危険を生じた違反
- 警察官の警告無視

の場合に検挙されます。



自転車も 乗れば車の仲間入り